

令和 6 年 1 2 月 6 日（金） 関市農業委員会総会

場所：関市役所 6 階大会議室

令和 6 年 1 2 月 6 日（金曜日） 午前 9 時 3 0 分 開会

農業委員会総会

- （１）議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- （２）議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （３）議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （４）議案第 4 号 事業計画変更申請に対する意見について
- （５）議案第 5 号 農用地利用集積計画の承認について
- （６）議案第 6 号 非農地の判断について
- （７）議案第 7 号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- （８）報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

○出席委員（13 名）

1 番 安田 美雄 君	4 番 吉田 忠男 君	5 番 和田 ひとみ 君
6 番 鵜飼 秀樹 君	8 番 後藤 信一 君	1 1 番 足立 宜穂 君
1 2 番 後藤 一夫 君	1 3 番 亀山 良平 君	1 4 番 森 種生 君
1 5 番 池田 政吉 君	1 6 番 長尾 始 君	1 7 番 山田 達史 君
1 8 番 日置 香 君		

○欠席委員（6 名）

2 番 河村 清孝 君	3 番 丹羽 英治 君	7 番 林 百恵 君
9 番 尾口 文良 君	1 0 番 松永 佳己 君	1 9 番 田下 喜代 君

○委員以外の出席者（6 名）

農業委員会事務局長 山岡 透 君
農業委員会事務局兼農林課主幹 渡邊 昌彦 君
農業委員会事務局課長補佐 山田 牧広 君
農業委員会事務局主任主査 武藤 好人 君
農林課主任主査 深川 喜正 君
農業委員会事務局主事 波多野 恵 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日、丹羽会長が欠席となりますので、職務代理の山田委員よりご挨拶いただきたいと思います。それでは、山田職務代理よりご挨拶をお願いします。

○職務代理（山田 達史 君）

（ あいさつ ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

2 番 河村委員、3 番 丹羽委員、7 番 林 委員、9 番 尾口委員、10 番 松永委員、19 番 田下委員の6名です。

会長欠席の為、関市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、職務代理の山田委員が議長として、議事を進行していただくことになります。それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております。総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

4 番 吉田委員、5 番 和田委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めるというものです。

1 番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は、巾公民センターから北東に300mに位置する

農振農用地区域外の登記・現況地目 田 1筆 694㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢になり農地の維持管理が困難になったため、営農者に譲渡したいというも

の。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、稲作を行い自家消費とJAに出荷としたいという内容になっています。

2 番の案件

位置図は2ページになります。

申請地は、赤土坂公民センターから北東に450m、北西に450m、南に650mに位置する農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 3筆 3,967㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自家消費の野菜を栽培したいという内容になっています。

3 番の案件

位置図は3ページになります。

申請地は、市立西部保育園から東に450mに位置する農振農用地区域外の登記・現況地目 田 2筆 970㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢になり農地の維持管理が困難になったため、営農者に譲渡したいというものの。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

4 番の案件

議案は2ページ、位置図は4ページになります。

申請地は、上菅谷集会場から南に300mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 2筆 905㎡

農振農用地区域外の登記・現況地目 田 2筆 2,238㎡

4筆 合計 3,143㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢になり農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというもの。

譲受人は、田舎暮らしに憧れ、申請地近隣の家を購入し居住しており、暮らしも慣れて来た為、営農を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、近所の方に農機具を借り、農業を教わりながら営農を開始したいという内容になっています。

以上、4件について、ご審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番の案件につきまして、本日欠席されました、林委員から、特に意見は無い旨を伺っております。

2 番の案件につきましては、小瀬地区と小屋名地区になりますので、足立委員と亀山委員にそれぞれ、お願いします。

○1 1 番（足立 宜穂 君）

特に意見はありません。

○1 3 番（亀山 良平 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

3 番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○1 3 番（亀山 良平 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

4 番の案件につきましては、私の担当地区になります。

譲受人は、市外から洞戸へ転入してきた方で、今回の申請地付近に居住しております。

特に問題はありません。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

安田委員、どうぞ。

○1 番（安田 美雄 君）

申請地の近くに居住しているということですが、農業経験がなく、3 反ほどの田畑を耕作し、機械についてはトラクター 1 台をお持ちで、収穫したものは自家消費するという内容です。

同じような申請が、私の地区でありましたが、全く耕作がされていない状況にあります。そのようなことがありますので、取得後の耕作状況の確認をしたほうが良いと思います。耕作の意欲は感じられますが、面積が大きいので、無事に耕作がしていけるかが心配ですので、何か届出をもらうなどをするのはどうでしょうか。

○議長（山田 達史 君）

地元の状況ですが、近所に農業を専業で行っている方が見えまして、その方と懇意にされており、一緒に農業をするということを聞いております。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

取得後の確認についてですが、下限面積が無くなり、全国的に、同様の問題が起きていると思われますので、他市の事例を確認し、規則的に確認をする方法を検討しております。

○1 番（安田 美雄 君）

分かりました。

○議長（山田 達史 君）

他にはよろしいでしょうか。

質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号3番は、許可することに決しました。

4 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第1号4番は、許可することに決しました。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めるというものです。

1 番の案件

議案は3ページ、位置図は5ページになります。

申請地は、小屋名公民センターから南東に250mに位置する

登記地目 畑、現況地目 宅地 1筆 267㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭）でございます。

申請人は、申請地の隣地に居住しており、申請地を住宅用の庭として利用したいというものでございます。

11月12日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

2 番の案件

位置図は6ページになります。

申請地は西洞公民センターから北西に300mに位置する

登記地目 畑、現況地目 宅地 4筆 13㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、鉄骨加工業工場でございます。

申請人は、現在、大阪府在住であるが、申請地隣地にある実家を別宅にして通い、工場を管理しているが、令和7年1月より工場を稼働させたいというものでございます。

11月12日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

3 番の案件

位置図は7ページになります。

申請地は市立武芸小学校から北東に200mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 1筆 206㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（駐車場、庭）でございます。

申請人は、申請地隣地に別宅を所有しており、申請地を住宅用の駐車場と庭として利用したいというものでございます。

11月12日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるが、既存施設の1／2以内の拡張であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、3件について、ご審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13番（亀山 良平 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

2番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

3番の案件につきまして、本日欠席されました、田下委員から、特に意見は無いということをお伺っております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより議案第2号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第2号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めるというものです。

1番の案件

議案は4ページ、位置図は8ページになります。

申請地は長良川鉄道関富岡駅から南東に200mに位置する

登記・現況地目 田 1筆 433㎡。

農地の区分は、長良川鉄道関富岡駅から300m以内にある農地であるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、分譲住宅（2区画2棟）でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、不動産業を営んでおり、住宅地としての需要がある申請地を譲り受け、建売分譲地としたいというものでございます。

11月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

2番の案件

位置図は9ページになります。

申請地は市立富岡小学校から西に250mに位置する

登記地目 田 現況地目 畑 1筆 2,282㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、共同住宅（2棟12戸）でございます。

譲渡人は、高齢になり農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというものの。

譲受人は、申請地に共同住宅を建築し、家賃収入を得たいというものでございます。

11月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

3 番の案件

位置図は10ページになります。

申請地は本郷集会場から南西に250mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 752㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものの。

譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、申請地に太陽光発電施設を設置したいというものでございます。

11月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

4 番の案件

位置図は11ページになります。

申請地は東本郷公民センターから西に100mに位置する

登記・現況地目 畑 1筆 320㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（1区画）でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというものの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、住宅需要のある申請地を、宅地分譲地としたいというものでございます。

11月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

5 番の案件

議案は5ページ、位置図は12ページになります。

申請地は、市立瀬尻小学校から南に350mに位置する

登記・現況地目 田 1筆 639㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、分譲住宅（3区画3棟）でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産建築業を営んでおり、住宅需要の見込める申請地を建売分譲地としたいというものでございます。

11月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

6 番の案件

位置図は13ページになります。

申請地は市立瀬尻小学校から南に350mに位置する

登記・現況地目 田 1筆 304㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、居住環境のよい申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

11月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

7 番の案件

位置図は14ページになります。

申請地は石原組集会場から北東に200mに位置する

登記・現況地目 田 4筆 2,281㎡。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

転用の目的は、農地の嵩上げ（一時転用）でございます。

使用貸人は、水利が悪く稲作が困難な申請地を貸与し、嵩上げ造成を行ってもらい、畑地として利用したいというもの。

使用借人は、建設業を営んでおり、申請地に良質な建設残土を搬入し、畑地として造成したいというものでございます。

11月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

8 番の案件

議案は6ページ、位置図は15ページになります。

申請地は、千疋橋から北に 3 0 0 m に位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 1 筆 8 7 5 m²。

農地の区分は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、生コンクリート製造販売業駐車場でございます。

譲渡人は、コンクリート製造販売業を営んでおり、申請地を駐車場敷地として利用しようとしたが、事業を完了することなく破産したため、近隣工場を同時取得する譲受人が、駐車場敷地として利用したいというものです。

1 1 月 1 2 日に現地を確認したところ、造成までされており、事業計画変更 1 番と同時申請になります。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

9 番の案件

位置図は 1 6 ページになります。

申請地は市立西部保育園から南東に 3 5 0 m に位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 1 筆 4 4 4 m²。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね 5 0 0 m 以内に教育施設と医療施設があるため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は貸資材置場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地を電気工事業者に資材置場として貸借したいというものでございます。

1 1 月 1 2 日に現地を確認したところ、資材置場として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

1 0 番の案件

位置図は 1 7 ページになります。

申請地は、下白金公民センターから東に 2 0 0 m に位置する

登記地目 田 現況地目 宅地 1 筆 2 1 7 m²。

農地の区分は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、駐車場・倉庫でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、岐阜市太郎丸に居住しており、自宅から近く、高速道路のインターチェンジなど、交通の便の良い、本申請地にキャンピングカーを置き、旅の拠点として利用したいというものでございます。

1 1 月 1 2 日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、事業計画変更 2 番と同

時申請になります。

申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

１１番の案件

議案は７ページ、位置図は１８ページになります。

申請地は新高賀橋から東に７００ｍに位置する

登記地目 畑 現況地目 原野 ２筆 ４０２㎡。

農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。

転用の目的は、搬入搬出路及び資機材置場（一時転用）でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、発電事業を営んでおり、洞戸発電所高賀川えん堤修繕に伴う、仮設道路および重機、資機材置場として利用したいというものでございます。

１１月１２日に現地を確認したところ、原野化しており、経緯書が添付されております。

申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

１２番の案件

位置図は１９ページになります。

申請地は、市立武芸小学校から北に６００ｍに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 １７８㎡

登記地目 畑 現況地目 雑種地 ４６㎡ ２筆合計 ２２４㎡。

農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（駐車場）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地隣地の住宅を同時取得し、住宅用の駐車場、庭として利用したいというものでございます。

１１月１２日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されております。

申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、１２件について、ご審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番と 2 番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○ 1 番（安田 美雄 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

3 番の案件につきまして、鵜飼委員、ございますか。

○ 6 番（鵜飼 秀樹 君）

書類の確認と現地確認をしまして、雨水の排水について、気になる点があったため、事務局を通して、申請者側に確認をしてもらいましたが、東側、北側に土羽を設け、既存の排水設備を用いて、西側の水路に流すという回答をいただきましたので、問題ないと思います。

○議長（山田 達史 君）

4 番の案件につきまして、和田委員、ございますか。

○ 5 番（和田 ひとみ 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

5 番と 6 番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○ 1 1 番（足立 宜穂 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

7 番の案件につきまして、後藤 一夫委員、ございますか。

○ 1 2 番（後藤 一夫 君）

隣地も以前、嵩上げをしていますますが、現状耕作がされていません。今回も申請地を嵩上げし、耕作をするかは少し心配ですが、耕作されることを期待しております。

○議長（山田 達史 君）

8 番から 1 0 番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○ 1 3 番（亀山 良平 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

1 1 番の案件につきましては、私の担当地区になります。

隣接する河川の中に、〇〇会社の取水施設があります。老朽化に伴い、修繕工事をするため、隣地を一時転用し、資材置場として利用されるということで、問題はないと思われます。

1 2 番の案件につきまして、本日欠席されました、田下委員から、特に意見は無いということをお伺っております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより議案第3号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第3号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号５番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

６番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号６番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

７番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第３号７番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

８番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号８番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

９番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号９番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１０番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１０番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１１番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１１番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１２番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号12番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

1番の案件

議案は8ページ、位置図は20ページになります。

申請地は千疋橋から北に300mに位置する

現況地目 雑種地 1筆 875㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

当初事業計画者は、コンクリート製造販売業を営み、申請地を駐車場敷地として利用しようとしたが、事業を完了することなく破産したため、近隣工場を同時取得する承継者が駐車場敷地として利用したいというものです。5条8番と同時申請になります。

2番の案件

位置図は21ページになります。

申請地は下白金公民センターから東に200mに位置する

現況地目 宅地 1筆 217㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

当初事業計画者は、申請地で住宅建築を計画していたが、事業完了できないまま死亡したものです。承継者が倉庫用地、駐車場として利用したいというものです。

5条10番と同時申請になります。

以上、2件について、ご審議お願いします。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、番号ごとでは無く、一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議も無いようですので、議案第 4 号につきまして、一括して採決を行います。
原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 4 号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第 5 号 農用地利用集積計画の承認ついてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、下記の農
用地利用集積計画の承認を求めるというものです。

議案は 9 ページから 18 ページになります。

使用貸借権設定に関するものについて、

新規が 178 筆 232, 768 m²でございます。

地区は、小屋名、植野地区の 2 地区です。

権利の設定を受ける者は、一般社団法人 岐阜県農畜産公社 他でございます。

旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(なし)

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第 5 号について、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 5 号は、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、議案第 6 号 非農地判断についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

下記の土地を非農地として判断することについて、審議を求めるというものです。

議案は 19 ページ、位置図は 22 ページになります。

非農地判断につきましては、登記地目が農地でありながら、すでに山林化しており、農地としての管理が困難な土地について、農地台帳から除外するというものになります。

荒廃農地調査により荒廃度が重度であった土地や、非農地判断の申出があった土地になります。

対象地は、下有知地区 4 筆 合計 507 ㎡。

以上、ご審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の補足説明がありましたら、ご発言をお願いいたします。

1 番から 4 番の案件につきまして、本日欠席をされました、尾口委員から、特に意見は無いということをお伺っております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより議案第 6 号について、採決いたします。

議案第 6 号について、番号ごとでは無く、一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

ご異議も無いようですので、議案第 6 号につきまして、一括して採決を行います。

議案第 6 号につきまして、原案のとおり非農地判断することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決しました。

続きまして、議案第7号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農林課主幹（渡邊 昌彦 君）

農林課の渡邊と申します。

はじめに、農振除外等の手続きの状況について、ご説明させていただきます。

関農業振興地域整備計画の変更について、令和4年、令和5年の手続きに時間を要してまいり、まだ変更はできていませんが、変更ができ次第、速やかに、令和6年の手続きを進めることができるよう、事務手続きを進めていきたいと考えています。

現在は、令和4年の整備計画の変更について、県に対して不服審査申立がされまして、県が審査を行っています。県が申立を却下した場合は、整備計画案の公告縦覧、県同意、確定公告と進み、農振除外となります。

それでは「関農業振興地域整備計画の変更について」の概要について、改めてご説明申し上げます。

優良農地の確保のため、農地法による農地転用許可制度と併せ、「農業振興地域の整備に関する法律」、いわゆる農振法に基づく農業振興地域制度が設けられています。

県が基本方針を制定し農業振興地域を指定しています。市は、県の基本方針に基づきまして、関農業振興地域整備計画を策定しています。

農地転用を希望される場合でも、整備計画で規定している農振地域の農用地の場合は、まず農振除外の手続きが必要となります。

農振除外の申出に対して、1件1件審査しますが、最終的には関農業振興地域整備計画を変更することで、農振農用地から除外することになります。

今年度は、令和6年8月末に、農振除外や編入の申出を締め切りました。

申出に対しましては、関係団体や地域の意見をお聞きし、県の同意を経まして、整備計画案を公告縦覧、異議申出期間を経て、計画変更となります。その後、農地法の農地転用の手続きを進めることになります。

農振法施行規則第3条の2第2項の規定によりまして、農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会の意見を聴くものと規定していますので、本日は、農業委員会のご意見をお伺いする機会をいただきました。

農振除外は基準がございまして、農振法第13条第2項の各号に要件を規定しています。

第1号の要件は、「変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないと認められること。」

第2号は、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。」

第3号では、「農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な支障を及ぼすおそれがないと認められること。」

第4号では、「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。」

第5号では、「農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。」

第6号では、「当該変更に係る土地が土地改良事業等の施行に係る区域内の土地に該当する場合にあっては、当該事業の実施後8年を経過している土地であること。」と規定しています。

これらの6つの要件すべてを満たす必要がございます。このうち、第2号の要件である「地域計画」については、現在制定中であり、今回は検討の必要はございません。

第1号の要件のうち適当性については、他法令の許認可等の見込みの規定となりまして、農地法の許可の見込みがあることも除外できるかどうかの要件となりますので、第1号に対する見解を中心にご説明させていただきます。

また、今年度、国の「農業振興地域制度に関するガイドライン」が改正されまして、除外するとして整備計画の変更をした場合は、改正前と同様に異議申出はできますが、除外を認めないとした場合は、異議申出ができなくなりましたのでご承知おきください。

それでは、担当より、それぞれの案件について、ご説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○農林課主任主査（深川 喜正 君）

農林課の深川と申します。

まず、A地区6件について説明いたします。

富野地区 整理番号1の除外申請になります。

各筆調書は2ページ、位置図は2、3ページになります。

上日立集会場から南西に500mの農地 739㎡になります。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

目的は、太陽光発電になります。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がない場合は、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件について、

土地所有者は、相続により土地を取得しましたが、高齢により農地を維持管理することが困難であり、太陽光発電施設として利用するものです。

縦1m×横2m程度の太陽光パネルを128カ所設置する計画です。

転用事業者の既存施設から徒歩1分圏内であること、日照時間が十分な土地を検討した結果、条件にあう土地はなかったということです。

売買目的の太陽光発電につきましては、緊急性があるものとは言えず、必要性の要件を満た

していないと考えます。また、農用地区域外で選定検討していますが、選定できない理由が明確ではないと考えます。

よって、1号要件を満たしていないため、除外の見込みがないと事務局は考えます。

富野地区 整理番号2の除外申請になります。

地区別各筆調書は2ページ、位置図は4、5ページになります。

富野中学校から東に200mの農地 63㎡になります。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

目的は、工場敷地へのトラック進入路になります。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件について、

隣接する溶接工場敷地から道路へアクセスが赤道のみで不便であるため、必要性があると考えられます。

一体利用地とともに石垣を除去して、大型車両が道路から直接工場敷地に入出りできるよう造成する計画であり、適切な規模と思われます。

県道から行き来可能なこと、工場敷地に乗り入れ可能なことを条件に検討した結果、他に土地はありませんでしたということです。

6要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

富岡地区 整理番号3の除外申請になります。

地区別各筆調書は2ページ、位置図は7、8ページになります。

島集会場から南西に300mの農地 2,200㎡になります。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地であるため、第1種農地と考えます。

目的は、工場駐車場になります。

農地法の許可基準について、第1種農地であるため、原則不許可ですが、既存施設の1/2以内の拡張であるため、農地転用の制限の例外基準を満たし、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件について、

現在利用している駐車場に排水処理施設を設置するため、駐車場の必要性があると考えられます。

既存工場に接しており、従業員及び社用車45台分の駐車場、カーゴ車の回転場が必要であり、適切な規模と考えます。

既存施設に隣接することを条件に検討した結果、条件にあう土地はなかったということです。

6号要件について、土地基盤整備事業が完了した年度の翌年度から起算して、8年が経過していることがあります。これは、令和5年12月15日に着手された、肥田瀬用水の県営かん

がい排水事業の受益地には含まれていないことの肥田瀬用水土地改良区からの同意書が添付されております。

6 要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

富岡地区 整理番号 4 の除外申請になります。

地区別各筆調書は 2 ページ、位置図は 9、10 ページになります。

肥田瀬島集会場から南西に 500 m の農地 1,703 m²になります。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

目的は、工場駐車場になります。

農地法の許可基準について、第 2 種農地であるため、代替地性について検討した結果、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1 号要件について、現在、自動車部品工場を経営しており、事業拡張に伴い駐車場が手狭になっており、令和 8 年 4 月には従業員の新規雇用および新規導入予定の車両の駐車場が必要であると考えます。

駐車場 50 台以上の面積が必要であり、適切な規模と考えます。

道路から出入り可能であること、住宅地周辺ではないことなどを条件に、代替地を検討しましたが、他に条件に合う土地ありませんでした。

6 号要件について、土地基盤整備事業が完了した年度の翌年度から起算して 8 年が経過していることとあります。こちらは、肥田瀬用水土地改良区からの同意書が添付されておらず、令和 5 年 12 月 15 日に着手された、肥田瀬用水の県営かんがい排水事業の受益地であると考えます。

6 号要件を満たしていないため、除外の見込みがないと事務局は考えます。

田原地区 整理番号 5 の除外申請になります。

地区別各筆調書は 2 ページ、位置図は 12、13 ページになります。

大杉公民館から西に 250 m の農地 158.31 m²になります。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

目的は、一般個人住宅になります。

農地法の許可基準について、第 2 種農地であるため、代替地性について検討した結果、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1 号要件について、

子供が生まれ、アパートが手狭になってきたことから、新たな住宅が必要であると考えられます。

木造平屋建て住宅 106 m² 駐車場 2 台 30 m² 庭 30 m² で適切な規模と考えます。

転用事業者の父である農地を、後継者として耕作管理していく予定であり、管理する農地および申出者の住居の近隣で土地を検討した結果条件にあう土地はなかったとのことです。

6 要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

田原地区 整理番号 6 の除外申請になります。

地区別各筆調書は 2 ページ、位置図は 1 4、1 5 ページになります。

東田原公民館から西に 4 0 0 m の農地 3 4 8 . 9 4 m² になります。

農地の区分は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

目的は、一般個人住宅になります。

農地法の許可基準について、第 2 種農地であるため、代替地性について検討した結果、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1 号要件について、

子供が生まれ、住宅が手狭になってきたことから、新たな住宅が必要と考えられます。

木造平屋建て住宅 8 5 m² 駐車場 2 台 3 0 m² 庭 5 0 m² で適切な規模と考えます。

代替地性について、転用事業者の父である農地を後継者として耕作管理していく予定であり、管理する農地および申出者の住居の近隣で土地を検討した結果条件にあう土地はなかったとのことです。

6 要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

ここまで A 地区 6 件について、ご審議をお願いいたします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○1 番（安田 美雄 君）

3 番、4 番について、6 号要件が問題になるということですが、3 番は一時転用を受けている土地で、今回申請があったということです。6 号要件に該当する場合は、土地改良区が現地を確認して受益地ではないという判断をしたということだと思われます。確かに現地は農地ではないので、受益地ではないということで同意書が出たということです。4 番は、現在、水稻を作っているので、同意書が出せないということだと思えます。土地改良区の同意書が必ず必要であり、有無が 6 号要件の判断材料になるということによろしいでしょうか。

○農林課主任主査（深川 喜正 君）

土地改良区が現地を見て判断されたわけではなく、令和 5 年 1 2 月に開始した工事の段階で、受益地かどうかを判断し、同意をされたという内容です。

一時転用の際に農業委員会が現地を確認しておりますが、その際に、畑として確認しております。土地改良区も、当時が畑であるということから、受益地ではないと判断したのだと思われます。

○1 番（安田 美雄 君）

同意書の証明年月日は今年ですか。

○農林課主任主査（深川 喜正 君）

今年ですね。県営かんがい事業の受益地に該当しないという内容で同意を得られております。令和5年12月に開始した、県営かんがい事業に該当しない旨の同意を得られるのであれば、良いということになります。

○議長（山田 達史 君）

他にはよろしいでしょうか。

質疑もないようですので、議案第7号A地区の除外6件について、順に採決いたします。

1 番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号1番は「意見無し」と回答することに決しました。

2 番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号2番は「意見無し」と回答することに決しました。

3 番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号3番は「意見無し」と回答することに決しました。

4 番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第7号4番は「意見無し」と回答することに決しました。

5 番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 7 号 5 番は「意見無し」と回答することに決しました。

6 番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 7 号 6 番は「意見無し」と回答することに決しました。

続きまして、事務局の説明を求めます。

○農林課主任主査（深川 喜正 君）

B 地区 3 件について説明いたします。

関地区 整理番号 7 の除外申請になります。

地区別各筆調書は 3 ページ、位置図は 1 7、1 8 ページになります。

稲口公民センターから東に 2 0 0 m の農地 4 5 7 m²になります。

農地の区分は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

目的は、資材置場になります。

農地法の許可基準について、第 2 種農地であるため、代替地性について検討した結果、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1 号要件について、

土地所有者が高齢であり、維持管理することが困難であること。

また、近年稲口地区の住宅需要が多く、この地域で資材置場が必要であると考えられます。

隣接する土地と合わせて約 1, 5 0 0 m²から 1, 7 0 0 m²の建設資材置場を計画しており、適切な規模と考えます。

隣接する土地と合わせて、3 筆の土地を事業計画地として開発申請するため、他に条件に合う土地はありませんでした。

6 要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

関地区 整理番号 8 の除外申請になります。

地区別各筆調書は 3 ページ、位置図は 1 9、2 0 ページになります。

稲口公民センターから北に 1 0 0 m の農地 1, 8 5 4 m²になります。

農地の区分は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

目的は、運送業駐車場になります。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件について、

現在、運送業を経営しており、事業拡大に伴い、駐車場が手狭になってきた。令和7年9月を目標に、新規採用を10名予定しているため、駐車場用地が必要であると考えられます。

大型トラック13台分を駐車するため、1,800㎡から2,000㎡の土地利用を計画しており、適切な規模と考えます。

大型トラック13台分の広さと、道路から出入り可能であること、住宅地周辺ではないことなどを条件に代替地を検討しましたが、他に条件に合う土地はなかったとのこと。

6要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

下有知地区 整理番号9の除外申請になります。

地区別各筆調書は3ページ、位置図は22、23ページになります。

関市役所から北に50mの農地 150㎡になります。

農地の区分は、関市役所から300m以内にある農地であるため、第3種農地と考えます。

目的は、ガス整圧器施設になります。

こちらは農振法に定めるガス工作物と認められる場合は、6要件に関係なく転用見込み、その他法令許可見込みがあれば速やかに農振除外することが適切な案件です。

申出のガス整圧器は、申請周辺地域の都市ガス供給のための施設で、公益性が高いと認められる事業であり、農振法第10条第4項に該当するため、除外することを報告させていただきます。

ここまでB地区3件について、ご審議をお願いいたします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

7番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号7番は「意見無し」と回答することに決しました。

8 番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 7 号 8 番は「意見無し」と回答することに決しました。

9 番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 7 号 9 番は「意見無し」と回答することに決しました。

続きまして、事務局の説明を求めます。

○農林課主任主査（深川 喜正 君）

C 地区 3 件について説明いたします。

小金田地区 整理番号 10 の除外申請になります。

地区別各筆調書は 3 ページ、位置図は 25、26 ページになります。

金竜小学校から西に 200 m の農地 459 m² になります。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

目的は、農家住宅になります。

農地法の許可基準について、第 2 種農地であるため、代替地性について検討した結果、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1 号要件について、

子供の成長に伴いアパートが手狭で、再来年小学校に入学するため、住宅が必要であると考えます。

住宅 92 m² 駐車場 3 台 49 m² 隣接地に農業用倉庫があり、出入りするための通路スペースを計画しており、適切な規模と考えます。

今後、農業に従事するため、本家の農業用倉庫の近隣で土地を検討したが、条件にあう土地はなかったとのことです。

6 号要件について、

土地基盤整備事業が完了した年度の翌年度から起算して、8 年が経過していることとありますが、県営かんがい排水事業の受益地に該当しない旨の各務用水組合の同意書が、添付されています。

6 要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

保戸島地区 整理番号 11 の除外申請になります。

地区別各筆調書は 3 ページ、位置図は 30、31 ページになります。

保戸島公民センターから北に 600 m の農地 437 m²になります。

農地の区分は、概ね 10 ha 以上の一団の農地であるため、第 1 種農地と考えます。

目的は、アパレル製造業駐車場になります。

農地法の許可基準について、第 1 種農地であるため、原則不許可ですが、既存施設の 1 / 2 以内の拡張であるため、農地転用の制限の例外基準を満たし、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1 号要件について、

倉庫が不足しているため、現在の駐車場用地の一部に倉庫を建設し、減少する分の駐車場を確保するため、必要であると考えます。

駐車場 20 台 437 m²、隣接地に 270 m²の倉庫を計画しており、適切な規模と考えます。

既存の駐車場に倉庫を建築するため、効率の良い隣接地に駐車場を拡張する必要があるため、他に条件に合う土地はありませんでした。

6 要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

西地区 整理番号 12 の除外申請になります。

地区別各筆調書は 4 ページ、位置図は 33、34 ページになります。

広見南交差点から北に 400 m の農地 5,637 m²になります。

農地の区分は、概ね 10 ha 以上の一団の農地であるため、第 1 種農地と考えます。

目的は、倉庫及び駐車場になります。

農地法の許可基準について、今回の利用計画が倉庫および駐車場であることから、当該施設において新たに雇用するものではないこと、また隣接する倉庫の面積の 2 分の 1 の面積以上のものであることから、農地法の許可がなされる見込みがありません。

1 号要件について、

仕事量が増え、製品等を保管するための新設倉庫が不足しており、点在する駐車場を一カ所にまとめ利便性を図りたい。

倉庫（500 m²）2 棟と駐車場 50 台分の規模で計画しています。

既存工場と一体的に運用・運搬を行う為、近隣で代替地を検討したが、大型車両の乗り入れ、十分な倉庫・駐車場スペースの確保等で条件にあう土地はなかった。

農地法の認見込みがなく、1 号要件を満たしていないため、除外の見込みがないと事務局は考えます。

ここまで C 地区 3 件について、ご審議をお願いいたします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

(なし)

質疑もないようですので、これより採決いたします。

10番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号10番は「意見無し」と回答することに決しました。

11番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います

全会一致と認めます。

よって、議案第7号11番は「意見無し」と回答することに決しました。

12番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号12番は「意見無し」と回答することに決しました。

続きまして、事務局の説明を求めます。

○農林課主任主査（深川 喜正 君）

D－H地区10件について説明いたします。

洞戸地区 整理番号13の除外申請になります。

地区別各筆調書は4ページ、位置図は36、37ページになります。

中濃消防洞戸出張所から北に100mの農地 935㎡になります。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

目的は、製造販売業の駐車場兼資材置き場になります。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件について、

物流量の増加により、原材料の置き場の確保が必要となり、既存の社員駐車場として利用している土地を、原材料置き場として利用するため、新たに駐車場用地を確保し、原材料の一部

を申請地に移す必要性があると考えられます。

駐車場 20 台分と資材置き場が計画されており、適切な規模と考えます。

周辺の他の土地も検討され、他に条件に合う土地はありませんでした。

6 要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

武芸川地区 整理番号 14 の除外申請になります。

地区別各筆調書は 5 ページ、位置図は 39、40 ページになります。

武芸川保育園から西に 300 m の農地 2,797 m²になります。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

目的は、植林になります。

農地法の許可基準について、第 2 種農地であるため、代替地性について検討した結果、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1 号要件について、

現況が山林となっており、是正するため必要性があると考えられます。

6 要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

武芸川地区 整理番号 15 の除外申請になります。

地区別各筆調書は 5 ページ、位置図は 39、40 ページになります。

武芸川保育園から西に 300 m の農地 428 m²になります。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

目的は、植林になります。

農地法の許可基準について、第 2 種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1 号要件について、

現況が山林となっており、是正するため必要性があると考えられます。

6 要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

武芸川地区 整理番号 16 の除外申請になります。

地区別各筆調書は 6 ページ、位置図は 41、42 ページになります。

武芸小学校から西に 200 m の農地 63 m²になります。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

目的は、車庫になります。

農地法の許可基準について、第 2 種農地であるため、代替地性について検討した結果、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1 号要件について、

新居を建設するにあたり、自家用車の駐車スペースの必要であります。

駐車場 2 台分と回転スペースが計画されており、適切な規模と考えられます。

周辺の他の土地も検討され、他に条件に合う土地はありませんでした。

6 要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

武芸川地区 整理番号 1 7 の除外申請になります。

地区別各筆調書は 6 ページ、位置図は 4 3、4 4 ページになります。

八幡区公民館から南西に 2 0 0 m の農地 9 0 0 m²になります。

農地の区分は、概ね 1 0 h a 以上の一団の農地であるため、第 1 種農地と考えます。

目的は、建設業事務所・駐車場になります。

1 号要件について、

現在の事務所が老朽化しており、今後事務所として利用するには危険であるため、事務所を移転するものである。

事務所一棟と駐車場（1 0 台分）残地は農地として耕作する予定です。

周辺の他の土地も検討され、当該地しかないことが示されています。

農地法の許可基準について、第 1 種農地であるため、原則不許可です。

また、今回の利用計画が建設業事務所の移転であり、農業従事者の就業機会の増大に当該する施設には当たらず（地域の農業の振興に資する施設に当該する施設ではない）、農地法の許可がなされる見込みがありません。

4 号要件について、農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこととありますが、耕作者である担い手の農用地利用集積計画があり、同意書が添付されていません。

1 号、4 号要件を満たしていないため、除外の見込みがないと事務局は考えます。

武芸川地区 整理番号 1 8 の除外申請になります。

地区別各筆調書は 6 ページ、位置図は 4 5、4 6 ページになります。

森本公民館から西に 1 0 0 m の農地 1 2 2 m²になります。

農地の区分は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

目的は、資材置場になります。

農地法の許可基準について、第 2 種農地であるため、代替地性について検討した結果、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1 号要件について、

家屋解体業及び総合建築業を営む会社の資材置場が手狭になったため、必要性があると考えられます。

解体用及び建築用の足場や鉄鋼などの資材を保管するため、4 0 0 m²以上の土地が必要であり適切な規模と思われます。

周辺の他の土地も検討され、他に条件に合う土地はありませんでした。

6 要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

武芸川地区

整理番号 19 の除外申請になります。

地区別各筆調書は 6 ページ、位置図は 47、48 ページになります。

武芸小学校から西に 50 m の農地 508 m² になります。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

目的は、一般個人住宅になります。

農地法の許可基準について、第 2 種農地であるため、代替地性について検討した結果、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1 号要件について、

子供の成長に伴いアパートが手狭になったため、子供の小学校入学までに住居を構える計画であり、必要性があると考えられます。

住居と駐車場 3 台分と家庭菜園の土地であり、適切な規模と思われます。

周辺の他の土地も検討され、他に条件に合う土地はありませんでした。

6 要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

武儀地区 整理番号 20 の除外申請になります。

地区別各筆調書は 6 ページ、位置図は 50、51 ページになります。

武儀郵便局から南西に 300 m の農地 53 m² になります。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

目的は、宅地拡張になります。

農地法の許可基準について、第 2 種農地であるため、代替地性について検討した結果、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1 号要件について、

宅地拡張であるが、既に建物が建っており、建物の一部が農振地である事が判明したため、必要性があると考えられます。

代替地については、当該地のしかないことが示されています。

6 要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

武儀地区、

整理番号 21 の除外申請になります。

地区別各筆調書は 6 ページ、位置図は 52、53 ページになります。

日根集会場から南に 400 m の農地 805 m² になります。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

目的は、トラック駐車場になります。

農地法の許可基準について、第 2 種農地であるため、代替地性について検討した結果、転用許

可の見込みがあるものと考えます。

1号要件について、

愛知県で消火設備業をしており、工場と倉庫を譲り受けて業務を拡大するにあたり、トラックの駐車場の整備を必要とする計画があり、必要性があると考えられます。

トラック3台分と回転スペースを計画しており、適切な規模と考えます。

代替地については、当該地のしかないことが示されています。

6要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

上之保地区 整理番号22の除外申請になります。

地区別各筆調書は6ページ、位置図は55、56ページになります。

名倉集会場から南に200mの農地 988㎡になります。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

目的は、駐車場・資材置場になります。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件について、

合板製造業の従業員と来客用駐車場として8台分と、業務用ボンドの置場および廃材等の産業廃棄物の置場としての計画があり、必要性があると考えられます。

代替地については、当該地しかないことが示されています。

6要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

ここまでDからH地区10件について、ご審議をお願いいたします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

○5番（和田 ひとみ 君）

22番について、産業廃棄物置場ということでしたが、それに含まれるもの、例えば、最近ですと、PFASが問題になっていますが、そういったものが含まれているのか、含まれていないなどの調査はどうなるのでしょうか。

○農林課主任主査（深川 喜正 君）

農振の除外では、問題ないと思われますが、他法令において、産業廃棄物という内容で転用するにあたって、問題ないかを申請者側に確認してもらう必要はあります。

○５番（和田　ひとみ　君）

ニュースでよく話題になっていますが、産業廃棄物から地下水に染み出して、飲み水に影響が出てくるなどがあれば、大きな問題ですので、その点はきちんとしてもらいたいです。

○農林課主任主査（深川　喜正　君）

事業者側に、影響がないように進めてもらうよう、話をさせていただきます。

○議長（山田　達史　君）

他に質疑はありますか。質疑もないようですので、これより採決いたします。

１３番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第７号１３番は「意見無し」と回答することに決しました。

１４番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第７号１４番は「意見無し」と回答することに決しました。

１５番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第７号１５番は「意見無し」と回答することに決しました。

１６番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第７号１６番は「意見無し」と回答することに決しました。

１７番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号17番は「意見無し」と回答することに決しました。

18番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号18番は「意見無し」と回答することに決しました。

19番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号19番は「意見無し」と回答することに決しました。

20番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号20番は「意見無し」と回答することに決しました。

21番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号21番は「意見無し」と回答することに決しました。

22番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第7号22番は「意見無し」と回答することに決しました。

続きまして、事務局の説明を求めます。

○農林課主任主査（深川 喜正 君）

整理番号1の編入申請になります。

地区別各筆調書は7ページ、位置図は27、28ページになります。

虹ヶ丘幼稚園から北に100mの農地 281㎡になります。

申請地の一部605㎡を平成4年に農振除外しましたが、宅地への転用面積が323.67㎡であり、残地が農地のままであったため、281㎡を農振地域に編入します。

以上1件について、ご審議をお願いいたします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、議案第7号の編入について、採決いたします。

編入1番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号 編入1番は「意見無し」と回答することに決しました。

○1番（安田 美雄 君）

12番について質問ですが、今年は除外を認めないという審査となりましたが、来年に改めて申請が出てきた場合は、どうなるのでしょうか。

○農林課主幹（渡邊 昌彦 君）

申し出については、拒否はできませんので、受付をさせていただきます。

ただし、全く同じ内容では許可見込みがないため、事前に計画の見直しを行い、受付を行うということは考えられます。

○1番（安田 美雄 君）

分かりました。

○議長（山田 達史 君）

続いて、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第18条第6項及び農地法施行規則第58条の規定による届出について、賃貸借設定した土地の合意解約の届出がありましたので、報告させていただきます。

議案は21ページになります。

届出地は、小屋名地区、小瀬地区の合計 2筆 1,984㎡。

合意解約成立日は、令和6年11月8日です。

以上です。

○議長（山田 達史 君）

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次回の農業委員会総会は、令和7年1月7日（火）午前9時30分より関市役所 6階大会議室を予定しております

○議長（山田 達史 君）

（ 閉会 ）

午前11時15分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

印

4 番

印

5 番

印